

■実施方針 1 特定事業の選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
1	1	(1)	オ	(ウ)	5	事業概要	<p>本事業範囲は脱水機の設計・建設・運営・維持管理、更新と発生土の再生利用が業務となっています。脱水機を運転する上で”濃縮槽からの汚泥の引抜業務及び濃縮施設の運転支援“に限定されますと、PFI事業の基本であります技術的能力を発揮する上で障害となる恐れが生じます。よって排水処理施設の排水池、排泥池、濃縮槽等を含めた管理も事業範囲提案として頂きたくご検討願います。</p> <p>但し、メンテナンス、更新等は別途契約と考えています。</p> <p>また、脱水機を維持管理する上で上流側の情報(薬注率、原水濁度、取水量等)と排水処理施設と脱水機のバランスを事業者がコントロールして初めて発生土の品質を長期に担保できる提案が可能となります。</p>
2	1	(1)	キ	(カ)	5	事業スケジュール(予定)	<p>3浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理を平成18年4月から開始するためには数ヶ月の業務引継期間が必要と思われます。配慮をお願いいたします。</p>
3	1	(1)	ク		6	事業者の収入に関する事項	<p>運営・維持管理に係る対価は固定費・変動費から構成され変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払うとは、発生土以外の更新・補修・増設を含めた維持管理費用も提案として戴きたく検討願います。</p>

■実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号			ページ数	項目名	意見事項
4	2	(2)		8	選定の手順及びスケジュール	平成17年4月に予定されている第2回現地見学会は、第1回現地見学会以上に時間を取って戴けないでしょうか。
5	2	(3)		8	応募手続き等	応募者全員が現地にて既設施設の状況を調査し確認できる十分な機会を設けて頂きますようお願い致します。
6	2	(3)		8	応募手続き等	撤去・処分の検討に必要なことから、既設の脱水設備等に関する全ての設計図書を開示して頂けないでしょうか
7	2	(4)	イ	11	応募者等の資格要件	応募者の提案内容が必要とされる技術水準に達していることが資格要件の重要な要素と考えられることから、資格要件を実績に係る要件のみではなく、技術水準をクリアにする能力を有していることを実績以外で明示する場合も受け入れて頂けるよう、幅広く門戸を開放する方向でご検討願います。
8	2	(4)	イ (イ)	12	応募者等の資格要件	脱水設備等の設計に当る者は同程度の技術水準の設計業務実績を保有するとありますが、排水処理施設並びに脱水機設備等の従来での請負工事発注は設計・施工が基本です。よって、施工実績企業の場合証明する設計契約書の写しは施工契約書を代用できると解釈する事で検討願います。 また、同程度の技術水準とは、知多472,800m ³ 、上野164,100 m ³ 、東部199,800m ³ 、高蔵寺94,300m ³ 合計給水量の5%程度の規模と4施設の浄水場を一括してPFI事業とする要件となっている事から少なくとも4箇所以上の浄水場施工実績を有する事を要件とする必要があると考えます。御検討願います。
9	2	(5)	ウ (イ)	14	審査手順	予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認対象とする旨の記載が有りますが、審査の公平性を維持する為にも入札価格の開封は当事者立会の元、事業提案内容の基本的条件及び要求水準を満足し総合評価公表まで密封とする審査方法を検討願います。 本件の事業目的は総事業費の削減を図る事が主目的と読み取れますが、過度のダンピングは事業の不安定を招き県民に担保する信頼性を失墜させる事態を防止する上からも提案内容から審査いただきサービスの価値を提案と金額バランスで評価頂く事を希望します。
10	2	(5)	ウ (イ)	14	審査手順	一部の増設・更新工事等は事業期間中に行いますが、増設・更新時期に応じて、同じ提案金額でも現在価値ベースで計算すると数値が異なります。公平性の観点から「価格面に関する評価」は現在価値ベースでなく、設計・建設費(その他初期費用等含む)と運営・維持管理費の単純合計額での評価として下さい。
11	2	(7)	イ	15	特許権等	既設施設を使用し施設整備更新・改修を実施することが事業提案者の範囲となっていますが公平性を維持する上から定期的に行なわれている主要機器であります脱水機修繕費、ろ布交換費、ダイヤフラム交換費、破碎機破碎刃費用について過去実績費用、発注単価と発注先の公表をお願い申し上げます。

■実施方針 添付書類等

No.	資料 番号	項目番号				ページ 数	項目名	意見事項
12	2	10				30	税制度リスク	税制度リスクは事業者となっておりますが、直接SPC収入に影響を及ぼすリスク(例えば、消費税、外形標準課税等の制度変更等)については県企業庁殿にて負担して下さい。
13	2	10				30	税制度リスク	[税制度リスク]の負担者が事業者となっておりますが、外形標準課税などの税制度の変更は事業者に起因されないため、双方の負担として頂けるようお願いいたします。
14	2	10				30	税制度リスク	税制度リスクは、事業者負担となっておりますが、県企業庁殿も負担願えないでしょうか。
15	2	12				30	住民対応リスク	事業者が真摯な対応を行ったにもかかわらず、住民反対等起こった場合のリスクに関しては従負担として下さい。
16	2	21				30	不可抗力リスク	不可抗力リスクに「テロ」も追記下さい。
17	2	30				31	工事遅延リスク	工事遅延の原因が事業者の責によるものである場合は事業者がリスク分担しますが、それ以外の場合(工事遅延の原因が県企業庁殿に起因するもの、あるいは県企業庁・事業者のいずれにも起因しないもの)については、県企業庁殿のリスク負担として戴きたくお願い致します。
18	2	33				31	工事費増大リスク	官民の適切なリスク分担の観点より、「事業者の責めによる工事費の増大」に変更下さい。
19	2	45				31	運営コストリスク	官民の適切なリスク分担の観点より、「事業者の責めによる業務費及び運営費の増大」に変更下さい。
20	7	1				38	サービス購入料の 構成	事業者の収入に設計・建設、運営・維持管理業務に対する対価以外の開業費等その他初期費用も含めて下さい。尚、支払時期は尾張東部浄水場の割賦に含めて下さい。
21	7	1				38	サービス購入料の 構成	「脱水ケーキの再生利用業務」の中に、脱水ケーキの管理(有価処理並びに非有価処理)にかかる人件費等の固定費も含めて下さい。
22	7	3	(2)			42	運営・維持管理業務に 係る対価の改定	物価変動による対価改訂に用いる「指定インデックス」は、例えば「人件費」、「保守監理費」、「電気代・燃料費」等、詳細項目ごとの実態に即した指標を用いて下さい。
23	8	1	(2)			44	有価利用	有価利用において、25円/t-odsの買い取り価格が設定されておりますが、以下の理由から、無償として戴きたい。 ① 買い取り価格の設定は、真の意味での「有効利用」の範囲を狭めるものです。即ち、低価格帯での需要は通常大きいと想定されるにもかかわらず、本価格以下の有効利用は経済的な理由から排除せざるを得ません。 ② 事業者にとっては、本件に係る比較的不確実なキャッシュフローを排除することにより、融資条件の緩和や運転資金の確保等に係る各種リスクを回避することができるため、事業の更なる安定化に寄与するとともにコストの削減が可能となります。 ③ 無償とする代わりに、本来想定されていた脱水ケーキ買い取り金額を入札予定価格から減じて頂くことは否かではありません。これにより、本事業に関する県企業庁様のキャッシュフローの安定化が可能となります。

■実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
24	8	2				44	再生利用に係る費用	脱水ケーキの再生利用業務は有価利用提案量以上の浄水ケーキが発生し、それを有価利用する以外は事業者の利益を生じない構造となっており、長期間の有価利用のリスクを事業者が取ることに見合った収益が得られないものと考えられ、民間事業者としてインセンティブが働き難いものと考えます。有価利用提案量を達成した場合のボーナスポイントを設定し、設定ボーナスポイントに達した場合の対価の支払がなされるような仕組みを導入して頂きたいと考えます。
25	8	3	(2)			45	非有価による脱水ケーキ処理単価の改定	脱水ケーキ処理単価が8,500円/m ³ と設定されておりますが、現在燃料費が高騰しており、セメント等で非有価処理する際の単価としては若干低く設定されていると認識しております。非有価処理単価の改定は3-(2)によれば、5年ごとに改定できるものと認識しておりますが、脱水ケーキ処理単価は物価変動に基づき、ある一定の急激な変動が生じた場合は改定して下さい。
26	8	2	(3)			45	県企業庁が支払う脱水ケーキの再生利用に係る対価	「再生利用に係る対価は、脱水ケーキ発生量から事業者の提案する有価利用可能量を引いた量とする」という趣旨ですが、事業者提案の有価可能利用料は年間ベースですが、それをどのように四半期毎の支払いに振り当てるのでしょうか。発生土量は季節により大幅に異なりますし、年度によってもまちまちです。四半期の中でも一時的に黄濁となった場合には非有価処理をしなければなりません、その四半期の合計で有価提案量を下回った場合には一切非有価処理費用が支払われず、事業者のキャッシュフローが著しく苦しくなることが懸念されます。事業安定のためのスキームを是非ともご採用いただきたくお願いいたします。
27	9	2	(1)	ア		49	減額等の対象	「④脱水設備の脱水能力」が減額対象となっております。知多浄水場および他の浄水場において更新した脱水機設備に関しては、妥当と考えます。しかし、既設脱水設備について、例えば含水率60%以下と言った項目が減額対象となるのは、事業者に対して著しいリスクを負わせることになると思います。その点を考慮いただき、脱水設備の脱水能力の定義を示されます事を御検討願います。
28	9	2	(2)	ア	(ア)	50	ペナルティポイントによる減額	高濃度の泥水が排水池に搬出された場合はその回数に応じてペナルティポイントを課すとした場合、脱水ろ液を一時貯留し高濃度部分を分離した状態で排水池に戻さなければなりません。よって、分離した泥水の処理方法として①外部処理委託②下水放流等が考えられます。排泥池迄を事業者の使用範囲する事で、無駄な費用コストを増大させること無く総事業費を抑制することが可能と判断します。事業者の使用範囲について再考願います。
29	9	2	(2)	ウ	(イ)	52	脱水ケーキの不法投棄又は最終処分場への埋め立て	再生利用市場の消失等は不可抗力となりますが、消失等の結果生じる埋立費用を事業者が負担することはリスク分担表と矛盾することになります(リスク分担表では不可抗力は県企業局殿のリスク負担)。再生利用市場の消失等の事態は事業者として制御不能であり、県企業局殿もやむないと認める状況で、埋立をする費用を全額負担することは公平性に欠くと考えます。同費用を県企業庁殿の負担にさせていただくか、あるいは事業者と分担するか、ご再考をお願い致します。

■実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号			ページ数	項目名	意見事項
30	10	1			53	基本的な考え方	13行目から17行目 本PFIの重要な業務である脱水ケーキの再生利用に関しては、再生利用市場が十分に安定していない現状にあり、県企業庁様に対し20年間の長期安定的な処理を提案することは、本来企業庁様が負担してきたリスクを事業者が負担することといえます。競争原理のあまり発展していない市場において安定性のリスクを負担するには応分の負担を考えることも必要かと思われます。安定性の高い再生利用の提案をする場合、リスク負担としての入札価格の上昇も有り得るかと思えます。このような場合内容点でプラスになっても価格点ではマイナスに評価され、再生利用の安定性が正当に評価できない可能性も含んでいるのではないかと考えられます。つきましては、入札額を「施設整備及び施設運営・維持管理業務に係る入札額」と「脱水ケーキ再生利用に係る入札額」に分けての新たな評価方法を考えていただけませんか。
31	10	4	(1)	ア	55	入札価格の確認	入札予定価格は何時頃ご公表されますでしょうか。PFIには多額の入札経費が掛かるものがございますから、落札の基本的要件として参加表明提出前の早期段階で明確にして戴かなければ、入札参加意思決定のしようがございませんので、宜しくお願いいたします。
32	10	4	(2)		56	総合評価	最近のPFI事業提案評価において、キャッシュ余裕を重視するあまり、積立金、有事におけるスポンサー金銭サポート、自己資本比率、配当抑制等において通常民間が必要と考える範囲を超えたものを無制限に高評価するケースが見られます。以下の理由から、キャッシュ余裕の大きさに係る評価には合理的な上限(例えばローン返済半年分以上は同得点)を設定して頂きたいと存じます： ① 過度のキャッシュ投入による経営の安定化は、PFIの理念の一つである「民間の経営ノウハウ導入」と相矛盾します。 ② 例えば極端に経済状況に恵まれた応募者による、あるいは自社の財務状況を顧みない過度のキャッシュ投入または有事サポートは、「民間の創意工夫」とは別の低い次元の話であり、さらに不公平感やスポンサーの格付け低下を招きます。この種のキャッシュは最悪23年間「回転しない」ため、スポンサーはもとより、日本経済の活性化を阻害するものとなります。
33	10	4	(2)		56	総合評価	入札価格の得点化において、一般的に「最安価格を満点とし、以下差額に従い比例配分」する、またはこれと類似の方式が採用されています。この場合、以下の理由から不合理が生じると考えますので、最低点に下限(例えば満点の80%)を設けて戴きたい。 ・ 予定価格の設定により、「入札価格の確認」を通過した提案は「本事業を県企業庁殿自らが実施する場合の公共負担額」に対し、必要なコストメリットを既に得ているものと判断できます。しかしながら、例えば極端に経済状況に恵まれた応募者が自らの負担で入札価格を過度に低減した場合、その他の応募者の価格点に対し極端な差を生じる可能性があり、このことは「合理的な価格であり、正常に機能する」と一旦判断された事業が、次に「高価格であり、正常に機能しない」に等しい評価を得てしまうのと同義であり、不合理に思います。
34	10	4	(2)		56	総合評価	脱水ケーキの再生利用を長期安定的に行うためにも、入札参加者に非現実的な有価利用可能量を提案させないようにするために「年間有価利用量の上限」を設定いただくとともに、上限を満点として下さい。

■実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
35	10	5				57	落札者の決定	<p>「性能等に関する得点」と「入札価格の得点」の合計により事業者を選定するとあります。同種審査ではこの得点配分が3:7(性能:価格)とされることが多いと存じますが、以下の理由から「性能等に関する得点配分」を大きく、例えば5:5として戴きたい。</p> <p>① 予定価格の設定により、「入札価格の確認」を通過した提案は「本事業を県企業庁殿自らが実施する場合の公共負担額」に対し、必要なコストメリットを既に得ているものと判断できます。</p> <p>② しかしながら、これに続く「価格面に関する評価」において再度価格重視(3:7等)の評価を行うと、PFIの理念であります「公共サービスの質の向上」の達成を阻害する場合があります。特に「最低入札価格」または「入札価格の妥当性評価」が無い場合においては、以下の弊害が生じると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば極端に経済状況に恵まれた応募者が自らの負担で入札価格を過度に低減した場合、その他の応募者による「サービスの向上」による逆転が不可能となります。 ・ 例えば自らの負担により入札価格を過度に低減できなかったという公平でない理由から、同者のサービスに関する優れたノウハウが、無駄に流出するリスクが生じます。 ・ サービスの向上に要する検討労力は提案コストの大きな部分を占めますが、例えば自らの負担により入札価格を過度に低減できなかったという公平でない理由から、提案コストが無駄になる、あるいは入札意欲を失う等のケースが予想されます。

■要求水準書 1 業務内容

No.	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
36	1	(4)	エ	(ウ)	9	脱水機棟の要件	「高蔵寺浄水場及び上野浄水場の脱水機棟については、…。なお、事業者は必要に応じて耐震診断調査を実施すること。」とありますが、耐震診断調査は、県企業庁殿に実施頂き、診断結果を入札説明書等にてご開示頂くことを希望致します。
37	1	(4)	エ	(ウ)	9	脱水機棟の要件	高蔵寺浄水場及び上野浄水場の脱水機棟については、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類をⅡ類、重要度係数(Ⅰ)を1.25以上とする改修を行うこと。なお、事業者は必要に応じて耐震診断調査を実施すること。」と記載されています。耐震診断調査は、非常に細部に渡る調査が必要になりますので、県企業局殿にて実施して頂きたくお願い致します。
38	1	(5)			10	遵守すべき法制度	「⑰エネルギー使用の合理化に関する法律」にある報告義務とエネルギー削減は浄水場全体の対応と承知しております。したがって原単位でのエネルギー削減目標を適用できないため、年間エネルギー削減量(アロケーション)の目標値を予め公表願います。また、エネルギー削減が遵守できなかった場合のペナルティーを決定されるのであれば、予め公表願います。

■要求水準書 2 設計・建設業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
39	2	(2)	イ	(ア)	12	脱水処理施設等建設場の施工分界点	「分界点は原則として汚泥流量計1次側フランジとする。」と記載されていますが、汚泥流量計は県が建設したものであるため、その1次側フランジを分界点とするのは不適切ではないでしょうか。分界点は2次側フランジになるのではないですか。
40	2	(2)	イ	(カ)	12	脱水処理施設等建設場の施工分界点	脱水機からのろ液排水は一旦、貯留槽で受けた後、排水池に返送する場合、池清掃で発生した沈殿物の処理は事業者の範囲と考えます。その場合、沈殿物を廃棄処理し埋立処分した場合も契約解除の対象となる恐れがあります。脱水ろ液と同様に排泥池迄を事業者の使用範囲とする事で、総事業費を抑制し無駄な費用コストを増大させることなく脱水処理が可能と判断します。事業者の使用範囲について再考願います。
41	2	(2)	ウ	(オ)	13	周辺インフラ整備に関わる施工分界点	(オ)a 電気 なお、電気について、設備の更新等を行う場合は・・・とありますが電気計装設備の設計・建設業務内容を明確に把握するために、公開資料別紙9：電気設備機器リストに更新・改修対象、時期、内容を明示して戴きたい。

■要求水準書 3 維持管理業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
42	3	(2)	エ	(ウ)	19	脱水処理施設等 維持管理上の分界点	電力事故や点検時には停電となることを想定することとありますが、この場合停電時において排水処理設備は運転停止となります。停電時時点の濃縮槽汚泥水位により、浄水場側からの送泥が出来なくなる場合がありますので、御了承願います。

■要求水準書 4 運營業務

No.	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
43	4	(1)	イ	(ア)	23	脱水処理施設等の運転	「～事業者は浄水処理に支障を来さないよう、積極的に濃縮施設の汚泥受け入れを行うこと。」とありますが、濃縮設備を適切に管理するためには、予想される送泥開始時刻や、送泥量・濁度等の情報が必要と考えます。日常運転において浄水場からの情報提供を要望します。
44	4	(1)	エ		24	計測・制御信号の伝送と授受	提供可能な信号が記載されていますが、汚泥系のみとなっています。脱水機の運転にあたり、取水量や降雨・台風時の濁度上昇等のデータも運転予測因子となります。信号の詳細については協議事項として戴きたい。
45	4	(1)	エ	(ア)	24	計測・制御信号の伝送と授受	効率的な維持管理を行うため、取水量・原水濁度・PAC添加率・活性炭添加率などを追加してください。

■要求水準書 5 公開資料

No.	添付資料	項目名	意見事項
46	別紙10 浄水場排水処理設備 修繕履歴		事業者の性格上(高蔵寺、尾張東部、上野の各浄水場は、既設の脱水機を一定期間使用后、更新)、従来の脱水機メーカーに修繕工事依頼あるいは消耗品・部品取り寄せ等が必要となります。修繕費や消耗品・部品費の開示を要望します。